

まちづくりファンド

令和元年 7 月 31 日
都 市 局
まちづくり推進課

多治見市の中心市街地等における リノベーション等によるまちづくり事業を支援します！

～ 「多治見まちづくりファンド」を設立 ～

本日、民都機構は、東濃信用金庫との間で「多治見まちづくりファンド」を設立しました。

同ファンドを通じて、「多治見市中心市街地活性化基本計画」で設定された中心市街地やその周辺地域において、空き店舗等を活用した民間主体のリノベーションまちづくり事業等を資金面で支援し、まちの賑わい創出に貢献してまいります。

- 国土交通省と民都機構（一般財団法人民間都市開発推進機構）は、地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該事業へ出資等を行う「マネジメント型まちづくりファンド支援事業」を平成 29 年度に開始しました。[資料1参照](#)
- 本日、民都機構は東濃信用金庫との間で「多治見まちづくりファンド」を設立し、同ファンドへの出資を行うことになりました。同ファンドでは、「多治見市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地やその周辺地域において、空き店舗等を飲食・小売などの商業施設、業務施設、宿泊施設等へリノベーションして行う事業など、中心市街地の賑わい創出等地域の課題解決に資する事業に対して資金面で支援を行ってまいります。
また、このような空き店舗等の活用事業は、都市のスポンジ化対策にも貢献することが期待されます。[資料2参照](#)

(イメージ)



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担当：松田、松下

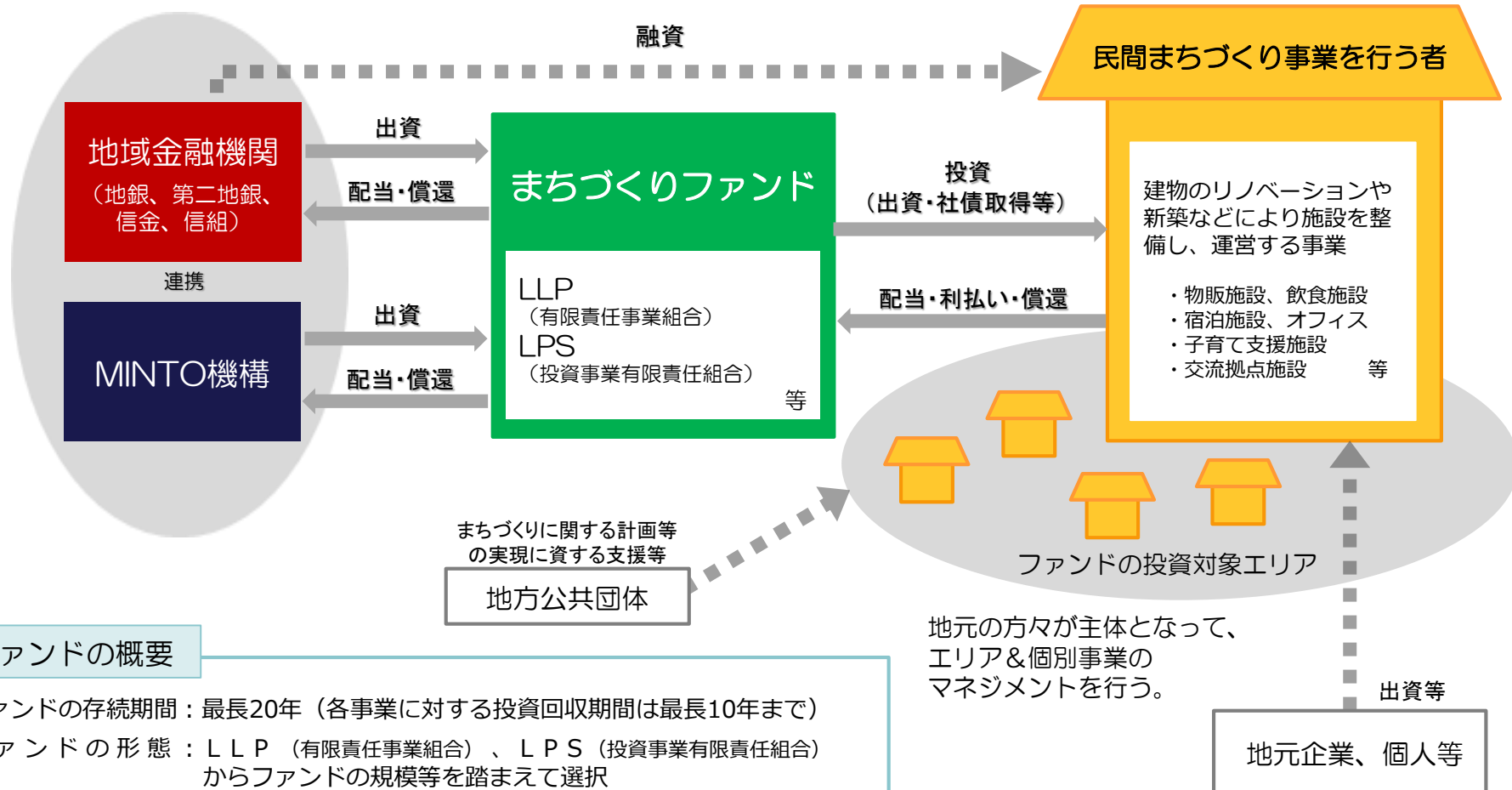
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532, 30-615) 03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

マネジメント型まちづくりファンド支援業務について

地域金融機関と民都機構が連携して組成する「まちづくりファンド」からの投資（出資・社債取得等）を通じて、空き店舗等をリノベーションして行う等の民間まちづくり事業を一定のエリアにおいて連鎖的に進めることで、当該エリアの価値向上を図りつつ、地域資金を活用した地域の課題解決に貢献します。

マネジメント型まちづくりファンド支援業務のスキーム図



ファンドの概要

- ファンドの存続期間：最長20年（各事業に対する投資回収期間は最長10年まで）
- ファンドの形態：LLP（有限責任事業組合）、LPS（投資事業有限責任組合）からファンドの規模等を踏まえて選択
- ファンドの資金規模：数千万円～数億円を想定
- 民都機構の出資上限：ファンド総額の1/2を上限とする。

多治見まちづくりファンド

東濃信用金庫は、平成17年12月に多治見市との間でまちづくりに関する連携協定を締結し、創業・起業家育成支援のほか、中心市街地活性化に関する事項を協力して推進している。当ファンドはこれらの活動と連携しつつ、民間まちづくり事業を資金面で支援する。

- ファンド総額： 4,000万円
(東濃信用金庫：2,000万円、民都機構：2,000万円)
- 対象エリア： 多治見市中心市街地活性化基本計画で設定した中心市街地
地区域（川南地区、駅南地区、駅北地区、土岐川沿）及びその周辺
- 地域の課題： 名古屋都市圏の拡大とともに多治見市郊外部の住宅開発が進み、郊外型ショッピングセンター等の進出により中心市街地への買い物客の足が遠のいている。中心市街地に住民並びに観光客等呼び戻すためには、同地域内に魅力ある店舗等を増やしていくことが求められている。
- 対象事業： 空き店舗等のリノベーション等により、飲食・小売等商業施設、業務施設、宿泊施設等を整備・運営することで、中心市街地の賑わい創出など地域の課題解決に資する事業

【イメージ】



【スキーム】

